

民間保育所における職員配置基準の見直し

▼概要

保育所の職員配置(年齢別配置)に係る算定基準を見直し、本市の保育所における算出方法(小数点の取扱い)を国の基準に統一するもの。

▼基本的な考え方

① 国基準の職員配置：年齢別配置基準、その他国基準

⇒国が公定価格の考え方で示す算式に見直す

② 市独自の職員配置：休憩休息保育士、年休代替保育士

⇒従来の考え方(算式)のまま変更しない

※子どものための教育・保育給付費等支給要綱 別表2-2(第3条市加算運営費関係)にある

⑪、⑫市加配職員雇用費の賞与、⑰週40時間勤務保障保育士雇用費、⑳指導用給食費の算定基準についても同様。

▼施行日 令和3年4月1日

※算定基準の見直しにより、職員配置の定数が変動し、給付費に影響する可能性があることから、

民間保育所への影響を考慮して、令和2年度は制度見直しの周知・移行期間(準備期間)とする。

民間保育所における職員配置基準の見直し

必要保育士の配置基準			人数の換算方法	
			現 行	見直し案
国基準	年齢別配置基準	0歳児: 児童 3人につき 1人 1・2歳児: 児童 6人につき 1人 3歳児: 児童 20人につき 1人 4・5歳児: 児童 30人につき 1人 ※3歳児配置改善を行う場合 児童 15人につき 1人	年齢区分ごとに保育士数を算出し、合算後(通分により算出後)に、小数点第2位以下を切捨て、 小数点第1位を切上げ	年齢区分ごとに保育士数を算出し、 小数点第2位以下を切捨て、合算後に小数点以下を四捨五入
	その他国基準	各施設 2~4人	以下の要件につき各 1 人 ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受け入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合	現行どおり ※国が定める基準通り
市加算	休憩休息保育士	年齢別配置基準保育士 4人につき 1人	年齢別配置基準保育士 ÷ 4 ※小数点以下切上げ	現行どおり
	年休代替保育士	各施設 1人	左同	

〔現行の算出方法〕

{4歳以上児数 × 1/30} + {3歳児数 × 1/20*} + {1、2歳児数 × 1/6} + {乳児数 × 1/3} = 配置基準上保育士数 (**小数点第2位以下切捨て、第1位を切上げ**)

※3歳児配置改善を行う場合は ÷ 15

【注意】

見直し後も市加算の対象人数の算出は、こちらを使用



〔見直し後の算出方法〕

{4歳以上児数 × 1/30 (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳児数 × 1/20* (同)} + {1、2歳児数 × 1/6 (同)} + {乳児数 × 1/3 (同)} = 配置基準上保育士数 (**小数点以下四捨五入**)

※3歳児配置改善を行う場合は ÷ 15